

令和2年5月8日

第35回水俣市農業委員会

第35回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 令和2年5月8日
 開会 9時25分
 閉会 10時15分
- 3 出席委員
 農業委員 12名 1番 元村 善二 君 8番 山澤 親徳 君
 2番 松本 公昭 君 10番 坂本 隆司 君
 3番 松田 時義 君 11番 池田 郁雄 君
 4番 戸次 治夫 君 12番 田畑 和雄 君
 6番 森口 信二 君 13番 友田 勝久 君
 7番 廣島 康雄 君 14番 中村 清治 君
- 推進委員 0名
- 4 欠席委員
 農業委員 2名 5番 田上 哲人 君 9番 苗床 勝美 君
 推進委員 14名 15番 向田 博 君 22番 坂口 新一 君
 16番 草野 武雄 君 23番 山口 初憲 君
 17番 竹下 正治 君 24番 前田 仁 君
 18番 野間 勝 君 25番 淵上 民雄 君
 19番 山内 秋光 君 26番 森下 義孝 君
 20番 溝口 幸一 君 27番 下鶴 信雄 君
 21番 前島 春美 君 28番 古里 一幸 君
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、農地利用最適化推進委員への会議の招集は行わなかった。
- 5 議事日程
 第1 議事録署名委員の選出
 第2 報告事項(1) 農地転用許可後の工事の完了について
 報告事項(2) 合意解約通知について
 報告事項(3) 許可不要転用について
 議第136号 農地法第5条の許可申請について
 議第137号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
 局長 本田 聖治
 局次長 大川 尊
 参事 本村 広揮
 参事 松原 真樹

議長
(元村善二君)

只今より、第35回水俣市農業委員会会議を開催いたします。
本日出席の農業委員は12名です。

欠席農業委員は、5番、田上委員、9番、苗床委員です。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、6番、森口委員、7番、廣島委員にお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本日は出席を控えていただいておりますのでご了承ください。

それでは、議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。

本日は6番、森口委員にお願いいたします。

6番委員
(森口信二君)

・農業委員会憲章

一、農業委員会は、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進に努めます。

以上です。終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局次長
(大川尊君)

はい、議長。

議長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告事項について、ご説明申し上げます。

報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、でございます。

議案書は、1ページになります。2件ございます。

それぞれ、表の左側から2列目の会議日に御審議いただき、その後、左側から3列目の日付で許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。

そこで右端の事務局確認日におきまして、現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了しておりましたので、御報告申し上げます。

次に、報告事項(2)合意解約通知について、でございます。

議案書は2ページから3ページになります。7件ございます。

まず、2ページ、1番と2番についてですが、2番の貸人から、あしきた農業協同組合を介して、1番の転借人が借りられていた農地1筆について、転借人の農業経営規模縮小のため、

合意解約したものです。

位置につきましては、4ページに示しております。

次に、3番と4番ですが、4番の貸人から、あしきた農業協同組合を介して、転借人が借りられていた農地3筆について、転借人の農業経営規模縮小のため、合意解約したものです。

位置につきましては、5ページに示しております。

次に、3ページをご覧ください。

5番と6番についてですが、6番の貸人から、あしきた農業協同組合を介して、3番と同様5番の転借人が借りられていた農地3筆について、転借人の農業経営規模縮小のため、合意解約したものです。

位置につきましては、先程と同様、5ページに示しております。

次に、7番について、でございます。

県農業公社から転借人が借りられていた農地について、県農業公社が新たな受け手に貸し付けるため、合意解約したものです。

位置につきましては、6ページ、7ページに示しております。

次に、報告事項(3)許可不要転用について、でございます。議案書は8ページになります。1件でございます。

届出人、土地の所在は、議案書記載のとおりとなっております。

地目は台帳、現況ともに田で、面積は2,474㎡です。

場所は9ページに記載しております。

理由といたしましては、南九州西回り自動車道建設工事に係る現場事務所、職員駐車場及び資材置場に使用するためでございます。

以上で、報告事項を終わります。

3番委員
(松田時義君)

よろしいですか。

議 長

はい。

質問があるそうです。

3番、松田委員。

3番委員

報告事項(1)の1番です。

昨年11月8日の会議にかかっております。

確認日は、4月17日となっておりますけども、ここは埋蔵文化財の指定地となっております。

立会人の行政書士の方に、「1m以上掘った場合には、必ず水俣市の教育委員会、県の教育委員会に届ける必要がありますよ。」と強く念を押したんです。

「はい、守ります。」とおっしゃったんですけども、確認日が

4月17日です。ちゃんと守られてたんでしょうか。

事務局
(本村広揮君) すみません。そこまで確認はとれていません。確認して連絡したいと思います。

3番委員 もし、1m以上掘ってなかったら大丈夫です。

議長 はい、ありがとうございました。
報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。
議第136号、農地法第5条の許可申請について、議第136号を議題といたします。
なお、苗床委員は体調不良により急遽、欠席となりましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 はい、議長。

議長 はい、事務局次長。

事務局次長 議題136号、農地法5条の許可申請についての番号1番、2番について、説明いたします。
議案書の11ページです。
番号1、2は併せて説明を行います。
譲渡人は、議案書記載のとおりです。
譲受人は、議案書記載のとおりで、太陽光発電等の事業を行う法人です。
申請地の土地の所在は、議案書記載のとおりで、地目は台帳、現況とも全て田です。面積は、番号1が4筆で、合計1,425㎡。番号2が5筆で、合計1,518㎡となっています。
転用目的等につきましては、CO2の削減及び安全な電力作りに取組むために、太陽光発電施設を設置するものです。
農地種別は、第2種農地で、所有権移転です。
施設の概要、資金計画は、議案書記載のとおりで、資金を証明する書類として預金通帳の写しが添付されています。
申請地は12ページをご覧ください。
5月1日に、苗床委員、草野委員、事務局3名の計5名で現地調査を行いました。
議案書の13ページ、14ページに配置図がありますが、雨水排水に関しては、申請地の南側に側溝を新設して、既存の国道沿いの側溝に流すということでした。
周囲は宅地化しておりますが、周囲の住宅へは、太陽光発電施設の設置に係る説明は済んでいるとの事でございます。周囲

には一部農地が残っておりますけども、太陽光発電施設を設置しても、何ら農地への支障はないものと確認して参りました。

現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、太陽光発電施設を設置しても問題ないと判断してきましたので、御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。

事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

10番委員
(坂本隆司君)

はい。

議 長

10番、坂本委員。

10番委員

この業者は2月にも長野の方を申請されておりますが、その時も業者さんは立会いがなく、今回も立会いがないようですので、長野の方の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

事務局

今回の立会いに関しましては、事業者さんが県外ということで、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、こちらから呼んではおりません。

以前やった太陽光に関しましては、全ては完了していませんでしたが、太陽光のパネルは全て設置されておりました。

あとフェンスと排水設備、そういったものが完了すれば、全てが完了するのかな、と現地を確認しております。

よろしいでしょうか。

10番委員

2月申請分のですか。

事務局

はい。

3番委員

はい。

議 長

3番、松田委員。

3番委員

住宅の周りに施設ができるわけなんですけども、住民感情を詳しく説明して頂きたいと思います。

皆さん賛成していらっしゃるって事だったんですけども、どのような状況ですか。

議 長

はい、事務局。

事務局

賛成、反対とかですね、そういったところまで聞いてないんですけれども、太陽光パネルを設置することによって、光の反射とか、そういったことがあるので、周りの住宅等には説明はされていますか、というような質問を事業者にしたところ、「きちんと説明済みです。」ということでした。

現地調査の時に譲渡人の方も1人来られまして、その方も太陽光の設置に関して、説明といたしますか、その話は聞いているというような事でした。

基本的には、農地法でみれる部分が周囲の農地に支障がないか、営農が行われる際に支障がないか、という部分になりますので、事業実施にあたって周りと揉めないような形で実施して頂くということのお願いしかできないと思います。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。
他にはありませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議題136号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいでしょうか。

(異議なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議題136号、農地法第5条の許可申請については、本会の意見として決定いたします。

次に移ります。

議題137号、農用地利用集積計画の申出について、議題137号を議題といたします。

なお、借人である松本委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、松本委員の退場をお願いします。

(松本委員退場)

議長

関係職員の説明をお願いします。

11番委員
(池田郁雄君)

はい。

議 長

11番、池田委員。

11番委員

農用地利用集積計画の申出の新規設定の1番について、説明いたします。

貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも田。面積は、1,902㎡と739㎡の2筆で、合計は2,641㎡です。

始期、終期は、令和2年6月1日より令和7年5月31日までの5年間です。利用目的は水稻。借賃は10a当り0円で、利用権の種類は使用貸借権です。

借人の経営面積は、議案書記載のとおりで、従事者は1人です。

借人は、現在、農業委員で、また、葛渡地区の中山間地の世話をして、土地の集積等に活躍されておられます。そして、主に、水稻を中心に作られております。

申出の土地は、17ページをご覧ください。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第137号、農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第137号、農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

松本委員の入場を認めます。

(松本委員入場)

議 長

これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第35回水俣市農業委員会会議を終了いたします。

お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員